

第4回宮古市新型コロナウイルス感染症暮らし・経済対策本部会議概要

日 時 令和2年4月23日(木)
午後2時25分から3時まで
会 場 本庁舎4階災害対策本部室

<出席者>

- (本部員) 市長、両副市長、教育長、総務部長、企画部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、危機管理監、議会事務局長、教育部長、会計管理者
- (幹事他) 総務課長、財政課長、税務課長、企画課長兼公共交通推進課長、秘書課長、総合窓口課長、環境生活課長、福祉課長、こども課長、産業支援センター所長、産業支援センター主幹、観光課長、建設課長、経営課長、危機管理課長、教委総務課長、学校教育課長、各総合事務所長
- (事務局) 総務課長、総務課行政係長、総務課主査

1 開会

2 挨拶 山本市長

- ・前回会議において、決定した支援策については、4/28に市議会に提案することとなる。担当課のみならず、ワンチームで施策の実施にあたりたい。

3 協議・決定内容等

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う暮らし・経済対策について

- ・前回決定した中小企業者等事業継続給付金は、予算議決となり次第、広報及び申請書の配布を開始し、5/1から受付できるよう準備する。
- ・同じく、児童扶養手当受給者に対する経済的支援も、予算議決後、可能な限り、早期に支給できるよう準備する。
- ・家計の急変により、学業の継続が困難となる大学生等を支援するための施策を速やかに検討する。
- ・閣議決定されている特別定額給付金(仮称)事業は、国会の補正予算が成立次第、速やかに対応できるよう準備チームを編成。国の補正予算の成立前までに事務フローを確立しておく。

(2) 相談窓口の状況

- ・4/2に相談窓口を設置して以降の相談件数は次のとおり(件数は、4/21までを集計)。
 - ア 市民の暮らしに関する相談窓口 84件(国が実施する給付金、事業者支援制度、税の支払い猶予制度など)
 - イ 事業者の経営・雇用に関する相談窓口 82件(売り上げ減少に伴う支援制度情報、資金繰り、雇用相談など)
- ・特別定額給付金に関し、詐欺に関する問い合わせも出始めている。ホームページやフェイスブックを通じて注意喚起を行う。
- ・事業者相談窓口では、飲食業からの問い合わせが6割を占めている。
- ・中小企業者等事業継続給付金は、休業が要件との誤った情報が業界で流れている。国・県で類似の制度と混同していることが考えられることから、正確な情報提供に努めること。

(3) その他

・次回本部会議は、4月30日（木）午後の実施として調整する。

※宮古市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催、終了後に引き続き暮らし・経済対策本部会議を開催する（会場は、本庁舎4階災害対策本部室）。

4 閉会